平成30年度

第21回和歌山市農業委員会議事録

日 時 平成31年3月8日(金曜日) 13時00分 開会

場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積計画について

出席委員(15名)

4番 有本 太一

5番 曽根 光彦

7番 吉中 雅三

8番 湯川 德弘

9番 藤井 幹雄

10番 岩橋 章

11番 和田 好夫

12番 藤井 髙 13番 廣井 伸多

辻本 傑 14番

15番 吉川 松男

16番 大河内壽一

17番 山本 茂樹

18番 谷河 績

19番 中村 弘

欠席委員(4名)

1番 宇治田清治

2番 山本 宏一

3番 土橋 ひさ

6番 坂東 紀好

出席職員

農業委員会事務局

局 長 田村 佳紀

課 長 奥谷 知彦

副 課 長 清瀧

篤樹 長 中川 拓哉

班

事務副主任 東 健太

- ◆田村局長 それでは、定刻が参りました します。谷河会長よろしくお願いします。
- ◆会長(谷河 績) 本日の総会について、◆会長(谷河 績) この報告事項につい 都合により急きょ日程を変更させていただ き申し訳ありませんでした。ご協力いただ きありがとうございます。

ただいまより、第21回農業委員会総会 を開会いたします。出席委員は19名中1 5名で定足数に達しておりますので、総会 は成立しています。

去る2月28日、藤井幹雄委員、廣井委 員、大河内委員によりまして現地調査並び に事情聴取が行われています。また、当日、 は解約に伴うもので、報告事項18条6項 東山東地区の転用案件について、矢田推進 委員にも事情聴取に同席いただきました。 後ほど担当委員から報告方よろしくお願い します。なお、宇治田委員、山本宏一委員、 3及び議案第4号5条許可申請No. 2と 土橋委員、坂東委員から都合により欠席し たい旨、ご連絡がありましたので、ご報告 いたします。また、農業委員会会議規則第 17条第2項に規定する議事録署名委員は、 有本委員、曽根委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただ きます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規 定による届出について説明いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

による届出があったもので、17件ありま No. 3は議案第4号5条許可申請No. る所有権移転で、互いの土地が入れ替わる ものとなります。それ以外は相続による所

13時00分 開会 有権の取得です。また、本届出に対して受 理書を交付しておりますが、本受理書は権 ので、第21回農業委員会総会を開催いた 利の移動等の効力を発生させるものではあ りません。以上です。

て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の 賃借人名義変更について説明いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名 義変更が3件ありました。なお、No. 1 の通知No. 4及び議案第2号3条許可申 請No. 4と関連、No. 2は解約に伴う もので、報告事項18条6項の通知No. 関連しております。以上です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第18条第6項の通知 について説明いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借 本件は、農地法第3条の3第1項の規定 の合意解約通知で5件ありました。なお、 した。No. 5、No. 6は時効取得によ 2及び報告事項 賃借人名義変更No. 2 と関連、No. 4は議案第2号3条許可申 請No. 4及び報告事項、賃借人名義変更

No. 1と関連、No. 5は議案第2号3 ◆東 事務副主任 番外、説明します。 条許可申請No. 1と関連しております。 以上です。

て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法施行規則第29条第1 「ハイと言うものあり。」 号の規定による届出について説明いたしま す。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法施行規則第29条第1号 に規定する農業用通路の届出が1件、農業 ◆東 事務副主任 番外、説明します。 用施設の届出が1件の計2件ありました。

大垣内文化会館の・・・・mに位置してい ます。申請人は経営面積・・・・m²を有す 月1日付で受理通知書を交付しています。 る農家です。現在使用している農業用通路 について、コンバイン等の農業用機械が安 全に自作地へ進入できる程度の幅や距離を 確保する目的から本届出に至りました。

No. 2 申請地は紀伊地区・・・、 紀伊小学校の・・・・mに位置しています。 ります。以上です。 申請人は経営面積・・・・㎡を有する農家 です。申請地周辺に自作地があり、当地で の農業を効率化するための農業用倉庫を建 築する目的から本届出に至りました。以上 です。

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

よる農地転用届出について説明いたします。 た。合計面積は田が4,111㎡です。

本件は、農地法第4条による市街化区域 内の農地転用の届出で7件ありました。平 ◆会長(谷河 績) この報告事項につい 成31年2月12日付、19日付、3月1 日付で受理通知書を交付しています。以上 です。

> ◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農地法第5条第1項の規定に よる農地転用届出について説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域 No. 1 申請地は小倉地区・・・・、 内の農地転用の届出で12件ありました。

平成31年2月12日付、19日付、3

なお、No. 3は使用貸借権の設定とな っており、No. 9は賃貸借権の設定です。 また、No. 12は和歌山市が行っている 準用河川改修事業(前代川)に関連してお り、賃貸借権の設定で一時転用となってお

◆会長(谷河 績) この報告事項につい て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

報告事項 農用地利用配分計画の認可に ついて説明いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関す る法律第18条第4項の規定に基づき、県 報告事項 農地法第4条第1項の規定に 知事より認可されたもので3件ございまし

No. 3は2月19日付で県知事による認 地の権利を取得しようとする者は、下限面 可済みです。以上です。

て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといた します。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策 事業に伴う遊休農地の証明願について提案 いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

すので、資料1をご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補 助金交付要綱第5条の規定に基づいたもの で、補助金の交付申請にあたり遊休農地証 明書を添付する必要があり、借受予定者か ら証明願が1件ございました。対象農地は 田のみで面積は1,100㎡です。遊休農 地証明書交付の可否についてご審議願いま す。なお、対象農地については、議案第5 号No. 130で利用権の設定を上程して おります。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第1号について、 説明が終わりましたが、この議案について、 紀伊駅の・・・・mに位置し、おおむね3 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による 許可申請について提案いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。 可申請で5件ありました。

なお、No. 1は2月1日付、No. 2、 の結果、耕作等に支障がないこと、当該農 積要件を満たし、その取得後において全て ◆会長(谷河 績) この報告事項につい の農地を効率的に耕作を行い、農作業に常 時従事すると認められるなど、農地法第3 条第2項各号には該当しないため、許可要 件の全てを満たしています。なお、No. 1は報告事項18条6項の通知No. 5と 関連、No. 5は報告事項18条6項の通 知No. 4及び報告事項賃借人名義変更N o. 4と関連しております。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第2号について 机上に対象農地の写真を配付しておりま 説明が終わりましたが、この議案について、 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定 による許可申請に対する意見について提案 いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と 共に配付していますので合わせてご覧くだ さい。

No. 1 申請地は、紀伊地区・・・、 00m以内に鉄道の駅がある、第3種農地 に該当します。申請者は・・・を営んで ご意見、ご質問がないようでございますおおりますが、現在の・・・・だけでは手狭 になってきたため、追加の・・・用地と して転用するものです。

No. 2 申請地は、岡崎地区・・・、 東部サービスセンターの・・・・mに位置 本件は、農地法第3条の規定に基づく許 し、おおむね300m以内に市の支所があ る、第3種農地に該当します。申請者は・ No. 1からNo. 5については、調査 ・・・を営んでおりますが、申請地北側県

の・・・・の一部が取り壊されることとな 00m以内に鉄道の駅がある、第3種農地 ったため、それを補う形で、・・・・用地 に該当します。申請者は、現在、・・・・ として転用するものです。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第3号について、 ・・・・もあって、手狭になるため、·・ 説明が終わりましたが、この議案について、 ・・に近い申請地を個人住宅として転用す 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます ので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定 による許可申請に対する意見について提案 いたします。

◆東 事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と 共に配付していますので合わせてご覧くだ さい。

No. 1 申請地は、山口地区・・・、 可申請中です。 山口小学校の・・・・mに位置し、市街地 に近接する区域内でその規模がおおむね1 0ha未満のため第2種農地に該当します。 申請地南側の駐車場への往来をより効率 的かつ安全にする目的から進入路として転 用するものです。

紀伊小倉駅の・・・・mに位置し、おおむ ね500m以内に鉄道の駅がある、第2種 農地に該当します。申請者は・・・・を営 んでおりますが、申請地が閑静な住宅街の 中にあり、駅や学校なども近いことから、 住宅用地として適地であるため、分譲住宅 用地として転用するものです。なお、報告 事項賃借人名義変更No. 2及び18条第 6項の通知No. 3と関連しております。 また、開発許可申請中です。

No. 3 申請地は、和佐地区・・・、

道の拡幅事業に伴う土地買収により、既存 千旦駅の・・・・mに位置し、おおむね3 に居住しておりますが、近年・・・し、 るものです。なお、平成30年11月5日 に農用地区域除外済です。また、使用貸借 権設定です。

> No. 4 申請地は、安原地区・・・、 岡崎前駅の・・・・mに位置し、おおむね 300m以内に鉄道の駅がある、第3種農 地に該当します。申請者は、・・・を営 んでおりますが、申請地は駅に近く、周辺 に幼稚園や保育園などもあることから、住 宅用地として適地であるため、分譲住宅用 地として転用するものです。なお、開発許

No. 5 申請地は、東山東地区・・・ ・、四季の郷公園の・・・・mに位置し、 市街地に近接する区域内でその規模がおお むね10ha未満のため第2種農地に該当 します。申請者は・・・・を営んでおりま すが、・・・や・・・を保管するため No. 2 申請地は、小倉地区・・・・、 の資材置場として転用するものです。なお、 事前着工案件です。なお、No. 2、No. 5につきましては、大河内委員、藤井幹雄 委員、廣井委員と現地調査並びに事情聴取 を行っておりますので、担当の委員から報 告があります。以上です。

- ◆会長(谷河 績) No. 2につきまし て、現地調査並びに事情聴取を行っていま すので廣井委員さん報告願います。
- ◆13番(廣井伸多) 議案第4号 N o. 2についてご報告いたします。

去る2月28日に大河内委員、藤井幹雄

委員並びに3,000㎡以上の転用案件の ため、県農業会議の大橋次長、県農業会議 常設審議委員として谷河審議委員、桜根審 議委員、そして事務局から田村局長、奥谷 課長、東副主任と共に現地調査を行い、事 情聴取からは清瀧副課長に加わっていただ きました。

申請地は、・・・外・・筆、・・・m² で県道・・・・線を南に入った所、紀伊小 倉駅の・・・・mの位置にあります。付近 には、オークワ物流センターや和歌山県工 業技術センター等があります。申請人の・ ・・・は資本金・・・・円、従業員数・・ 人、設立年月日昭和・・年・・月・・日、 年間売上額・・・・円、事業内容は・・・ ・、・・・です。

申請人は、和歌山市内にも岩出市内にも 行きやすい好立地な土地を探していたとこ ろ、最寄り駅まで徒歩10分、小学校や保 育所にも徒歩15分程の距離で子育てする のに最適な環境であり分譲地としての需要 が見込めると判断したため、・・人の譲渡 人と合意に至り、本申請に至りました。

分譲住宅・・戸は、大き過ぎず小さ過ぎ ず、過去の実績からしても完売できると判 断しました。本申請地を造成するにあたっ て5mセットバックし狭隘な従来の市道の 拡幅を行う計画です。このことで地元から も歓迎の声が上がっています。排水に関し ては、北側と東側にU字溝を造って雨水を 排出し、生活排水は合併浄化槽により南側 の市の側溝と西側水路へ排出予定です。 紀の川左岸の同意も得ております。隣接同 意に関しては、里道を挟んでいるので必要 ありません。本申請で唯一と言ってもよい 懸念事項は小作人不明の小作権が設定され て引き続いて事情聴取を行いましたが、そ

・・・・㎡が農業委員会保有の台帳上に残 っていた件です。その台帳には、・・・・ と記載されておりますが、実際の名義人は ・・・・氏であり、・・・の・・・氏 が・・・である・・・氏から、そのよ うな小作権があることを聞かされておりま した。また最善を尽くすために地元委員で ある吉川委員を中心に、付近住民に聞き取 り調査を行いました。その結果、該当地区 には・・姓自体・件しかなく、・・・・氏 であることに疑義を生じ得ないこととなり ました。さらに和歌山市民課にて、・・・ ・名で戸籍謄本の請求を行ったところ、そ のような人物が存在しないことを確認しま

これらのことから、誤植があったと結論 付けられます。念のために・・・氏から 農業委員会あてに確約書をいただいた後、 報告事項No. 2で述べたとおり賃借人の 名義変更を行い、平成31年2月12日に 農地法第18条第6項の賃貸借契約の合意 解約を行いました。ちなみに賃借人に耕作 事実はありませんでした。懸念事項が解消 したことから特に問題は無いと思われます が、皆様の慎重なご審議のほどよろしくお 願いいたします。

- ◆会長(谷河 績) ありがとうございま した。続いてNo. 5につきまして、現地 調査並びに事情聴取を行っていますので藤 井幹雄委員さん報告願います。
- ◆9番(藤井幹雄) 去る2月28日に 農業委員会側として大河内委員、廣井委員、 藤井委員、矢田最適化推進委員と事務局か ら東副主任と現地調査に行きました。そし

問題がある事案でしたので地主の・・・・ 氏、申請代理人である・・・、・・・ の代表として・・・・氏も同席しました。

申請地は、和歌山市・・・、・、・・ ・・m²で四季の郷公園の・・・・に位置し、 南隣には・・・・があり、北側には農地(田)があり、昨年の台風で申請地を囲んで いた柵が飛んで被害を被っており、西側に は市道があり、東側には水路があります。 この土地の問題点としては違法転用物件で あるということです。

現在は、平成・・年から転用無許可で・ ・・・の産廃置場となっており、産廃等が 大量に放置されている状態であります。こ の・・・・は事実上の倒産状態で代表者も 行方不明であるということでした。実は、 平成・・年以前から地主の・・・・氏が自 己使用のため・・・・として無許可で違反 転用し、その後、別の・・・・に貸したと ころ、現状は産廃が不法投棄された状態と いうことです。申請人の・・・・氏は・・ ・・という平成・・年創業の・・・・を営 んでおり、主な事業は・・・、従業員は ・・名で、年商・・・・円とのことで、申 請地を現在自分の会社の敷地に置いている ・・・などの置場にしたいとのことでし た。

本件の問題点としては無許可の違反転用 案件であり、産廃が放置されていることに 尽きます。・・・・と地主との賃貸借契約 は平成・・年・・月・・日付けで、賃料月 ・・・・円というのを産業廃棄物課への届 けにて確認しました。目的は資材置場です が、産廃の保管施設として平成・・年に・ ・・・から和歌山市に届け出があり、現在

の際、申請者側として・・・・氏、そしては産廃が放置され、不法投棄状態となり、 ・・・・は事実上の倒産状態で代表者も行 方不明であるということになっています。

> 先ほども申し上げたとおり、・・・・と の賃貸借契約以前に、地主が無許可で田を 市道の高さまで土を入れて・・・・として 造成していた、約80cmの高さの土を入れ た、その時点で農地法違反になります。

> 現在は、不法投棄されていた産廃を・・ ・・が少しずつ片づけているが、入り口付 近の足元の土には様々な廃棄物が混ざって おり、東側には2~3mの高さの残土が積 み上げられているが、これは産廃の上に土 を被せている可能性があります。

> 申請にあたって、提出された利用計画図 では、ほぼ水平の土地として排水は自然排 水で東側の水路に流すとの計画であります が、・・・・氏によれば、まずは入り口付 近の産廃だけを片付け、東側に高く積み上 げられている残土については、そのうち徐 々に撤去を考えたいとのことですが、それ であれば利用計画とは食い違うことになり ます。そこで、農業委員会としては、本来 は違反転用の土地であって過去二度にわた り違法な使用をしているので慎重に審議し なければならないと考えます。本来なら違 反転用の農地であるので、原状回復させる べきであるが、一度本申請を取り下げて、 少なくとも提出された利用計画平面図に書 かれているのと同じように、市道と同じレ ベルまで産廃や残土を取り除いた後に再度 申請をしてはと指導しましたが、現時点で は取り下げはされていません。

> つまりこのままの状態で許可するという ことは二度にわたる農地法違反を黙認する ことになる懸念があります。

その上、追認すると農地法上の指導権限 政代執行を行い、費用を払わなければ財産 がなくなり、東側に積み上げられた残土に ついても口頭では、そのうち撤去しますと **言っているが、放置されてしまう可能性も** のことは指導すべきと思います。 あるため、不許可も視野にいれて慎重に審 議しなければならないと思います。

◆会長(谷河 績) ありがとうございま した。

議案第4号について、説明、報告が終わ りましたが、この議案について、何かご意 見、ご質問ございませんか。

- ◆16番(大河内壽一) No.5につ 違反転用の土地でも受け付けるのですか。 いて、せめて上の産廃は取るべきだと思い ます。
- ◆8番(湯川徳弘) 原状回復を求めま す。
- ◆ 7番(吉中雅三) 平成・・年からや っているということだが、今まで把握でき なかったのか。
- ◆16番(大河内壽一) 昨年の台風で わかったのです。
- ◆会長(谷河 績) そうではなくて、今 まで農地パトロールもしてきている中で、 どうなっていたのかということが問われる。 のことを県に報告してありますか。 今の状態はどうなっているのか、事務局把 握していますか。
- ◆清瀧副課長 一昨日確認したところでは 資料2の写真とほぼ変わってない状態です。 状回復命令もあるといった意見を出すこと
- ◆会長(谷河 績) No. 5についてい かがしましょうか。
- ◆ 9 番 (藤井幹雄) 事情聴取をした際 かではなく、地主に対しては、原状回復命 に地主が開き直って、許可できないならそ のまま放置するといった意見もありました。 ージを出す必要のある人だと感じました。 誠意がないのであれば、農地法に基づいて ◆7番(吉中雅三) 現調委員さんは今 原状回復命令を出して、何もしなければ行 回の件についてどのように感じましたか。

を差し押さえて回収することも制度上でき る。このように開き直る人にはこのぐらい

- ◆7番(吉中雅三) 平成・・年に産廃 の届出が出ていたということですが、この 業者はそういう資格を持っていたのですか。
- ◆ 9 番 (藤井幹雄) 産廃の運搬の資格 などを持っていたので届出が受理されたと 思われます。
- ◆ 7番(吉中雅三) しかし、届出時に
- ◆清瀧副課長 この件について産業廃棄物 課と協議しました。この件が出るまでは、 この事業所以外で産廃を保管する届出につ いては、その土地の地目が農地かどうかは ◆会長(谷河 績) 他にございませんか。 確認していなかったそうです。このような ことが判明しましたので、私と課長が産業 廃棄物課に出向きまして、農地を置場とし て利用する際には、農地転用の手続きが必 要なので必ず農地の場合は確認を行い農業 委員会に合議を行うよう依頼してきました。
 - ◆7番(吉中雅三) 原状回復命令につ いては県が権限を持っていると思うが、こ
 - ◆会長(谷河 績) 藤井委員がおっしゃ ったとおり、県がどのような判断をするか にかかわらず、我々としては制度として原 はできると思います。
 - ◆ 9 番 (藤井幹雄) 県がどう判断する 令もあり得るんですよといった強いメッセ

- ◆16番(大河内壽一) 今回、許可と よろしいでしょうか。 いう意見はできない。一旦保留として、再 度取り下げを指導し、撤去後に再審査する のが望ましいと思います。
- ◆ 9 番 (藤井幹雄) 最低限でも、市道 と同じレベルまで産廃や残土を取り除く必 要はあると思います。
- ◆会長(谷河 績) そのように指導でき ますか。
- その後について問い合わせたところ、買主 は引き続きこの土地を買いたい意向で、今 回の事情聴取で指摘のあった残りの残土を ら再度、転用を進めるのか断念するのか決 めるそうです。いずれにせよ、申請中に原 状回復命令は出せないので、原状回復命令 もあり得るので、きっちり処理するように 指導したいと思います。
- 市道と同じレベルまで産廃や残土を撤去し てから再審議ということでよろしいか。
- にしないといけないという指導はできると 思います。
- ◆ 7 番(吉中雅三) 県への意見の進達 が遅れるが大丈夫ですか。
- ◆清瀧副課長 内容に疑義があればやむを 得ないと考えますが、保留が長期間となる 場合は強い取り下げ指導を行いたいと考え ます。
- ◆会長(谷河 績) それでいいですか、 議案第4号中、No. 5については保留と いうことで、それ以外は可決ということで ので、議案第5号は可決と決定しました。

「異議なし、との声。」

それでは、No. 5以外は可決、No. 5については保留ということにさせていた だきます。

議案第5号 農用地利用集積計画につい て提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18 ◆清瀧副課長 事情聴取の後、・・・・に、 条第1項の規定による農用地利用集積計画 に基づく利用権の設定です。再設定契約が 123件、新規の契約が23件で合計14 6件ございました。No. 5からNo. 1 すべて撤去するのに必要な費用の見積もり 1、No. 20、No. 29、No. 34、 を行っているそうです。この費用が出てか No. 40、No. 43、No. 79、N o. 83, No. 106, No. 108, No.129は賃貸借権で、これら以外は 使用貸借権設定です。

また、No. 108からNo. 123は 農地中間管理事業での再設定、No. 12 ◆会長(谷河 績) それでは、事務局か 4からNo. 129については、これまで らの意見もありましたが、今回は保留とし、 の利用権設定での貸借から農地中間管理事 業での貸借に移行するものです。No. 1 30からNo. 140については、利用権 ◆ 9 番 (藤井幹雄) 利用計画図どおり による新規の貸借権の設定、No. 141 からNo. 146については農地中間管理 事業による新規の貸借権の設定です。面積 では、田が27万6, 181㎡、畑が20, 695㎡で総面積が29万6,876㎡ご ざいました。以上です。

> ◆会長(谷河 績) 議案第5号について 説明が終わりましたが、この議案について、 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます

議案については以上です。その他、何か ございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございま すので第21回総会を閉会いたします。

13時57分 閉会